



1. 交付申請の受付について

予算を超過した後の申請については、いかなる理由があっても不受理となります。

また、交付申請の受付を終了に伴い、原則、新規の共同実施事業者登録及び対象製品の新規登録は実施いたしません。

※ご申請済であっても、公募終了時点で登録されていない場合、新規の登録は、原則、実施いたしません。

2. 交付申請の受付可否について

以下に該当すると判断される申請については、受付できません。

- 機種、申請者、設置場所住所の変更を前提とした申請
- 本人確認（法人/個人事業主の場合におけるメール認証含む）未実施の申請
- 重複している申請

3. 申請書類の「不備・不足」による不採択について

交付申請を受付けた申請においても、書類等の不備・不足がある場合等は、不採択とすることがあります。

4. 申請受付後の情報変更について

交付申請を受付けた後の申請者変更および設置場所住所変更は、原則、受け付けできません。

やむを得ない事情により、変更が必要となる場合は、メールにて事務局へご相談ください。

5. 申請状況等に関するお問合せについて

交付申請の受付状況・予算状況に関するお問い合わせは受け付けておりませんので予めご了承ください。